

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009那第90号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年10月4日 16時10分ごろ	
発生場所	沖縄県竹富町黒島灯台から真方位002° 3.4海里付近 (概位 北緯24° 16.6′ 東経124° 00.6′)	
事故等調査の経過	平成22年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	警備艇 りゅうきゅう、29トン	
船舶番号、船舶所有者等	134346、内閣府（船舶所有者）、石垣警察署（運航者）	
乗組員等に関する情報	船長、六級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	推進器曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、担当官2人を乗せ、船首約2.0m、船尾約3.0mの喫水で、西南西進中、南東からの強風とうねりにより北方に圧流され、平成21年10月4日16時10分ごろ、竹富町所在の大原航路第11号立標（以下「本件立標」という。）西方沖の浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：うねり 約2m、波浪注意報発表中	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、本件立標西方沖を西南西進中、うねり及び風の影響を考慮せずに航行したため、圧流された可能性があると考えられる。 船長は、浅瀬の存在を把握していたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が本件立標西方沖を西南西進中、うねり及び風の影響を考慮せずに航行したため、北方に圧流され、本件立標西方沖の浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	